

国指定下北西部鳥獣保護区

おこっぺ

奥戸特別保護地区計画書

【指定】

(環境省案)

令和 6 年 月

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

奥戸^{おこっぺ}特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、青森県下北郡大間町所在国有林下北森林管理署 2014 林班は小班、2016 林班は及びに 3 の各小班並びに 2017 林班ろからにまで及びイの各小班的区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6（2024）年 11 月 1 日から令和 26（2044）年 10 月 31 日まで（20 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、下北半島北西部の奥戸^{おこっぺ}川上流域に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林から成り、起伏の大きい山地、急峻な溪谷が入り込む地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクマタカ（EN）、ハヤブサ（VU）のほか、絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマ（LP）等の生息及び繁殖が確認されるなど、当該区域は希少鳥獣の生息にとって重要な区域となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア 希少鳥獣の生息地の保護区として、クマタカ、ハヤブサ、ニホンツキノワグマ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。

イ 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

ウ 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

エ 当該区域及び周辺における農林水産業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 特別保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、青森県下北郡大間町にかかる下北西部鳥獣保護区北部地区に位置し、全域が大間町奥戸川上流の上二股沢及び大滝沢流域の国有林となっている。

イ 地形、地質等

当該区域は、東北地方脊梁山脈の最北端の隆起帯に位置し、大間町奥戸川流域の標高100mから320mまでの起伏の大きい山地からなり、急峻な溪谷が入り組んでいる。主として先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山碎屑岩等から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域の位置する大間町奥戸川上二股沢及び大滝沢流域は、二次林のブナ・ミズナラ群落、ブナ帯に属するヒノキアスナロ及びブナの混交林が広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域全域でホンドザル、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の哺乳類の生息が確認されている。鳥類の生息は、クマタカ等の猛禽類が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域における農林水産業への被害は生じていない。なお、当該区域に農耕地は無い。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 6 本 |
| (2) 案内板 | 1 基 |
| (3) 給水器 | — |
| (4) 給餌台 | — |
| (5) 巣 箱 | — |
| (6) その他（管理舎） | — |

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 59（1984）年 11 月 1 日（昭和 59（1984）年 10 月 23 日 環境庁告示第 60 号）

(2) 経緯

平成 6（1994）年 11 月 1 日（平成 6（1994）年 10 月 28 日 環境庁告示第 72 号）指定

平成 16（2004）年 11 月 1 日（平成 16（2004）年 10 月 27 日 環境庁告示第 61 号）指定
平成 26（2014）年 11 月 1 日（平成 26（2014）年 10 月 30 日 環境省告示第 110 号）指定

別表 1 国指定下北西部鳥獣保護区及び特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			奥戸特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(4,914) 4,925	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林 野	(4,910) 4,909	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	(4) 16	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(4,874) 4,872	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林	(4,870) 4,865	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	(4,870) 4,865	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林	(4,197) 4,191	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	(3,972) 3,969	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	(225) 222	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	(673) 674	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	(4) 7	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	3	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	3	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	0	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	3	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(40) 50	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	(40)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	8	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(4,914) 4,925	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 （名称：下北半島国定公園）	(2,221) 2,227	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	820	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	(1,401) 1,407	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	0	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 （名称：特別天然記念物カモシタ下北半島保護地域・国指定天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地・国指定天然記念物仏宇多（仏ヶ浦））	(1,231) 3,806	ha	ha	183	ha	ha	ha	ha	ha

（注）

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で（ ）書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定下北西部鳥獣保護区(奥戸特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
【キジ目】	キジ科	ウズラ	VU	夏鳥
		○ ヤマドリ	—	留鳥
		キジ	—	留鳥
【カモ目】	カモ科	オオハクチョウ	—	冬鳥
		○ マガモ	—	冬鳥
		カルガモ	—	留鳥
		シノリガモ	LP	留鳥
		ホオジロガモ	—	冬鳥
		ウミアイサ	—	冬鳥
【ハト目】	ハト科	カラスバト	NT	迷鳥
		○ キジバト	—	留鳥
		アオバト	—	夏鳥
【カツオドリ目】	ウ科	ヒメウ	EN	留鳥
		ウミウ	—	留鳥
【ペリカン目】	サギ科	○ アオサギ	—	夏鳥
		コサギ	—	旅鳥
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ジュウイチ	—	夏鳥
		○ ホトトギス	—	夏鳥
		ツツドリ	—	夏鳥
		カッコウ	—	夏鳥
【アマツバメ目】	アマツバメ科	アマツバメ	—	夏鳥
【チドリ目】	シギ科	アオシギ	—	冬鳥
	カモメ科	ウミネコ	—	留鳥
		オオセグロカモメ	NT	留鳥
【タカ目】	ミサゴ科	○ ミサゴ	NT	留鳥
	タカ科	ハチクマ	NT	夏鳥
		○ トビ	—	留鳥
		オジロワシ	国天、国内希少・国際希少、VU	冬鳥
		オオワシ	国天、国内希少、VU	冬鳥
		チュウヒ	国内希少、EN	冬鳥
		ツミ	—	留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		ノスリ	—	留鳥
		イヌワシ	国天、国内希少、EN	留鳥
		クマタカ	国内希少、EN	留鳥
【フクロウ目】	フクロウ科	コノハズク	—	夏鳥
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	アカショウビン	—	夏鳥
【キツツキ目】	キツツキ科	○ コゲラ	—	留鳥
		オオアカゲラ	—	留鳥
		○ アカゲラ	—	留鳥
		○ アオゲラ	—	留鳥
		ヤマゲラ	—	留鳥
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○ ハヤブサ	国内希少、VU	留鳥
【スズメ目】	モズ科	○ モズ	—	留鳥
	カラス科	○ カケス	—	留鳥
		ホシガラス	—	留鳥
		○ ハシボソガラス	—	留鳥
		ハシブトガラス	—	留鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ	—	留鳥
		○ ヤマガラ	—	留鳥
		ヒガラ	—	留鳥
		○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ科	ヒバリ	—	留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ツバメ科	ツバメ	—	夏鳥
		イワツバメ	—	夏鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	留鳥
		ヤブサメ	—	夏鳥
	エナガ科	○ エナガ	—	留鳥
	ムシクイ科	エゾムシクイ	—	夏鳥
		○ センダイムシクイ	—	夏鳥
	メジロ科	メジロ	—	留鳥
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	—	夏鳥
	レンジャク科	ヒレンジャク	—	冬鳥
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	—	留鳥
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	—	留鳥
	ムクドリ科	ムクドリ	—	留鳥
		コムクドリ	—	夏鳥
	カワガラス科	カワガラス	—	留鳥
	ヒタキ科	トラツグミ	—	留鳥
		クロツグミ	—	夏鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		コルリ	—	夏鳥
		○ イソヒヨドリ	—	留鳥
		キビタキ	—	夏鳥
		オオルリ	—	夏鳥
	スズメ科	スズメ	—	留鳥
	セキレイ科	○ キセキレイ	—	留鳥
		○ ハクセキレイ	—	留鳥
	アトリ科	カワラヒワ	—	留鳥
		マヒワ	—	冬鳥
		イスカ	—	留鳥
		○ ウソ	—	留鳥
		シメ	—	冬鳥
		イカル	—	留鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ	—	留鳥
		カシラダカ	—	冬鳥
		アオジ	—	留鳥
合計	14 目	37 科	90 種	

(注)

1. データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び文献調査、関係者ヒアリング等の補足調査結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種及び配列は、「日本鳥類目録 第7版」(日本鳥学会、2012年)に拠った。
3. 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト(2020年版)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
国特天: 国指定特別天然記念物
国天: 国指定天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部／弘前支部、平成13年)を参考に、下北西部鳥獣保護区周辺の生息状況に合わせて記載した。

(別表3) 国指定下北西部鳥獣保護区(奥戸特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
【モグラ目】	トガリネズミ科	カワネズミ	—	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科	<u>クロホオヒゲコウモリ</u>	VU	
		<u>ホンドノレンコウモリ</u>	VU	
		<u>モリアブラコウモリ</u>	VU	
【サル目】	オナガザル科	○ <u>ホンドザル</u>	国天	
【ネコ目】	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	
		○ ホンドキツネ	—	
	イタチ科	ホンドテン	—	
		ホンドイタチ	—	
		ホンドオコジョ	NT	
		○ ニホンアナグマ	—	
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	LP	
【ウシ目】	シカ科	<u>ニホンジカ</u>	—	
	ウシ科	○ <u>ニホンカモシカ</u>	国特天	
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス	—	
		ホンドモモンガ	—	
【ウサギ目】	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	
合計	7 目	10 科	17 種	

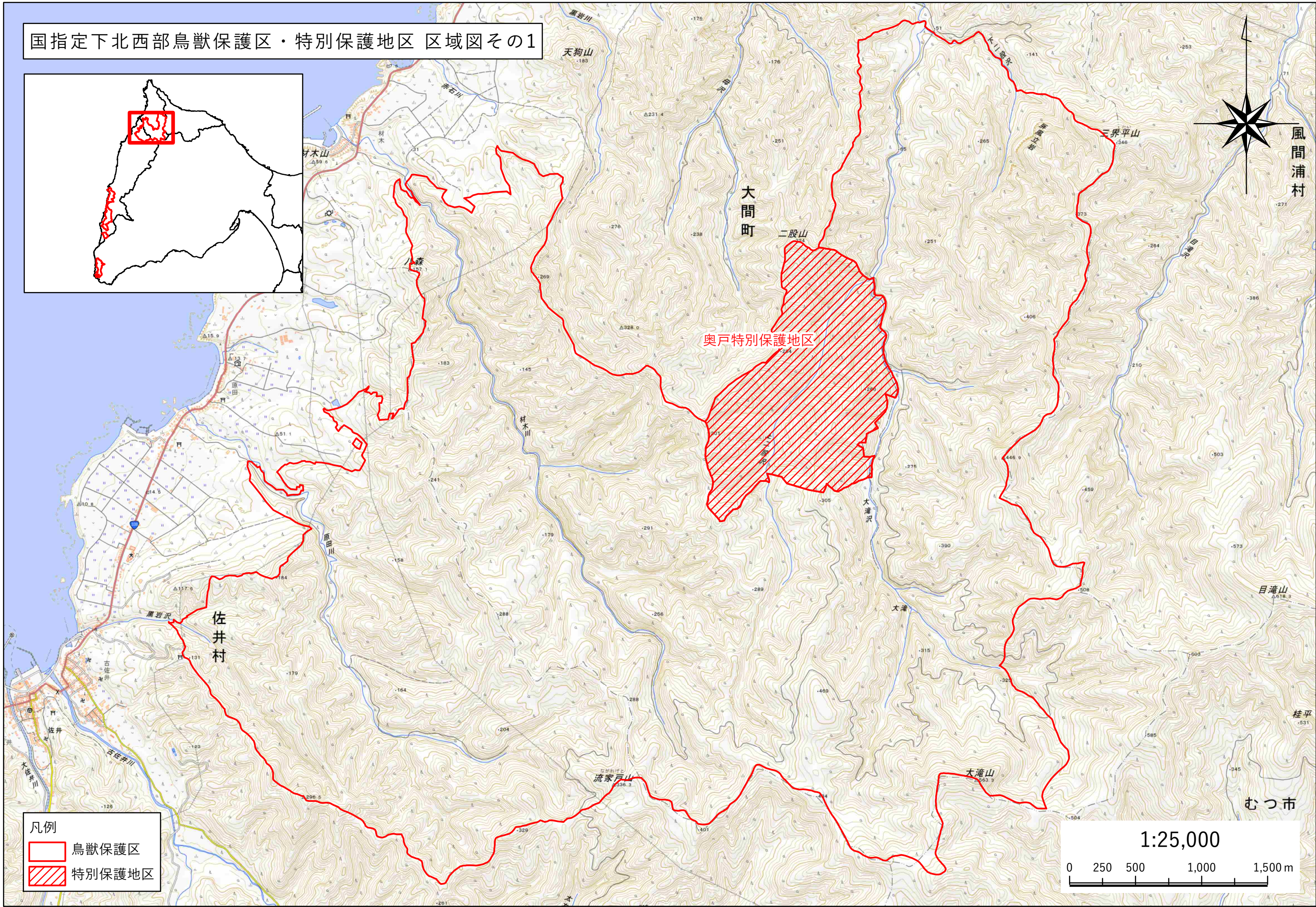
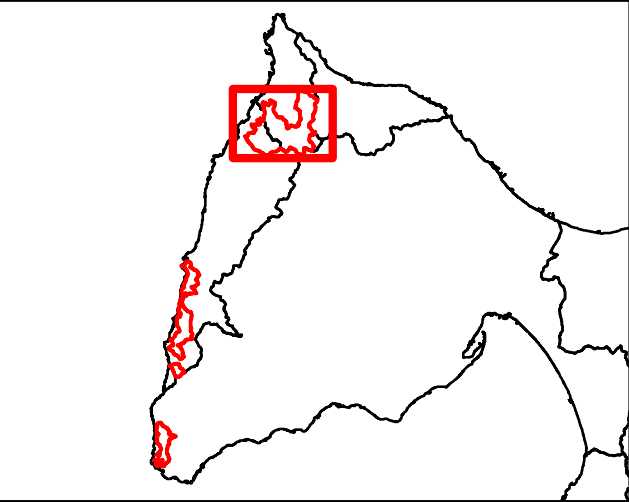
(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び文献調査、関係者ヒアリング等の補足調査結果に拠る。
- 哺乳類の目・科・種及び配列は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、2002 年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト(2020 年版)
CR: 絶滅危惧ⅠA 類、EN: 絶滅危惧ⅠB 類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
国特天: 国指定特別天然記念物
国天: 国指定天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部／弘前支部、平成13年)を参考に、下北西部鳥獣保護区周辺の生息状況に合わせて記載した。

国指定下北西部鳥獣保護区位置図

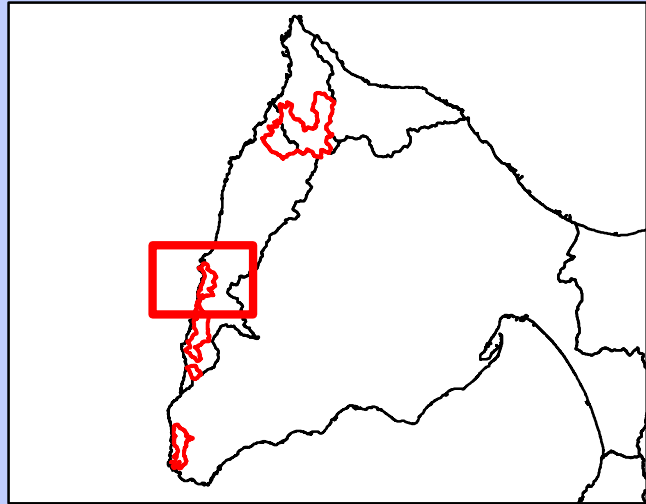


国指定下北西部鳥獣保護区・特別保護地区 区域図その1



- 凡例
- 鳥獣保護区
 - 特別保護地区

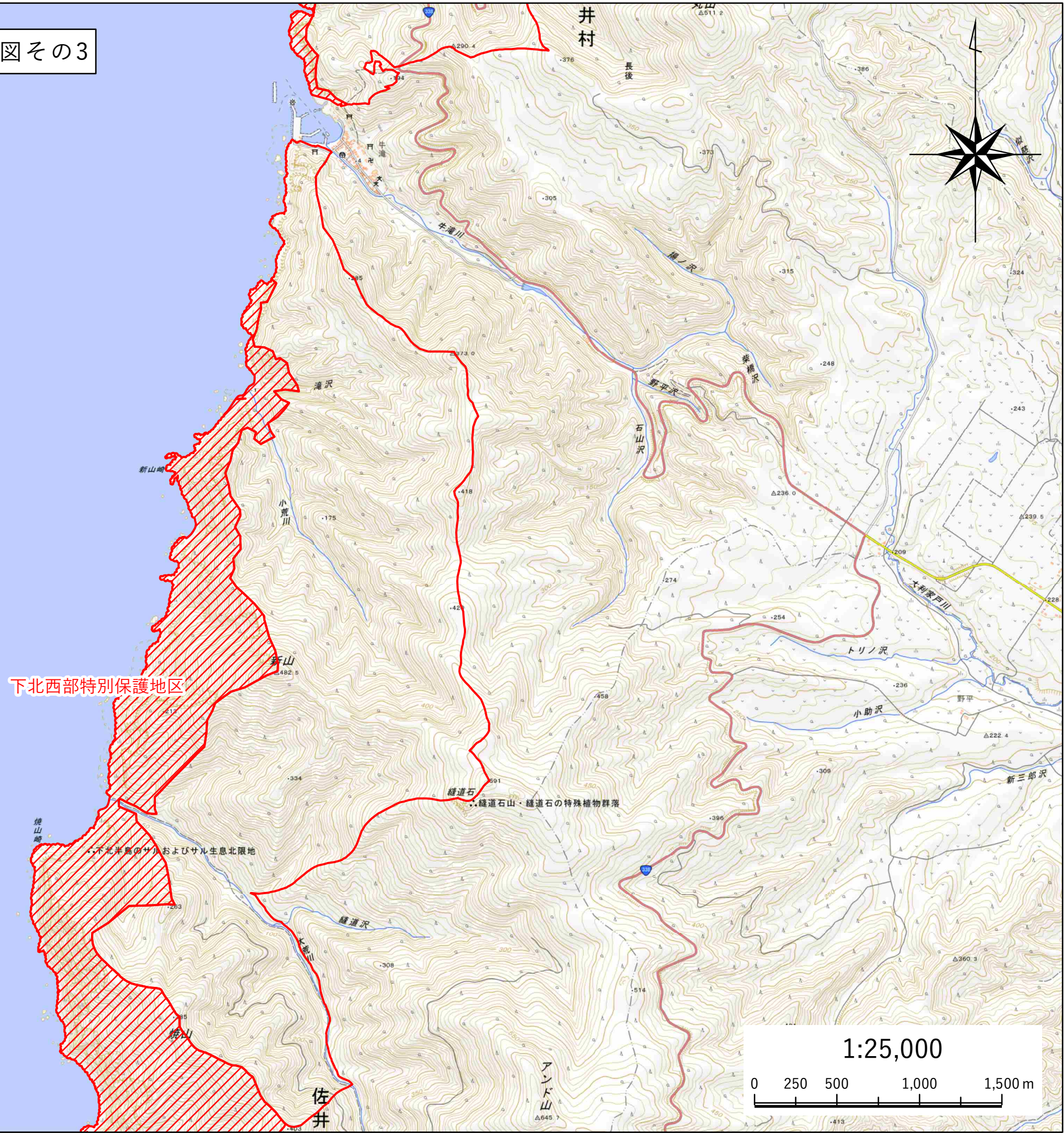
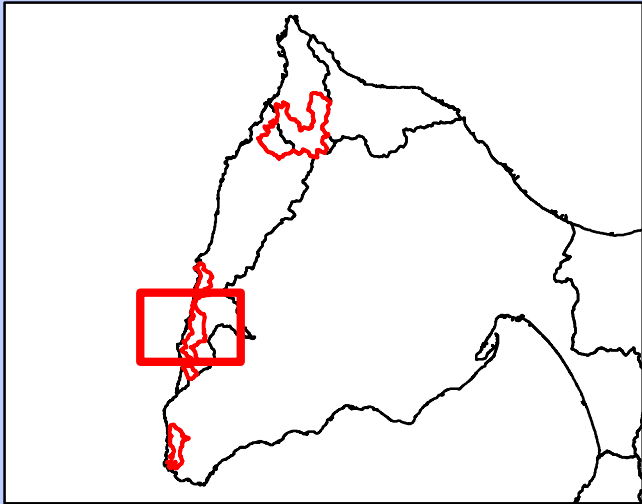
国指定下北西部鳥獣保護区・特別保護地区 区域図その2



凡例

	鳥獣保護区
	特別保護地区

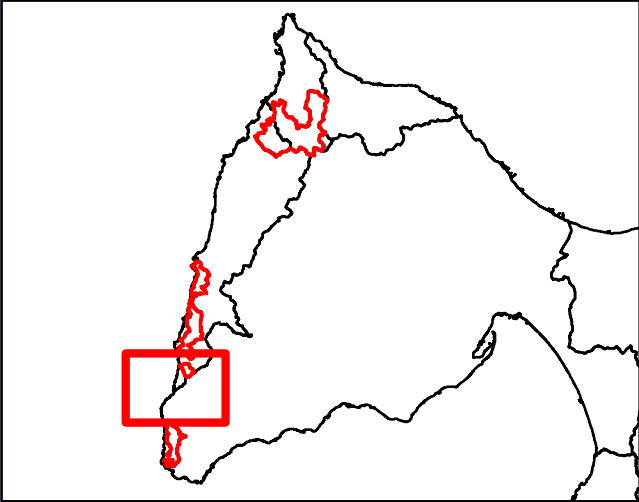
国指定下北西部鳥獣保護区・特別保護地区 区域図その3



凡例

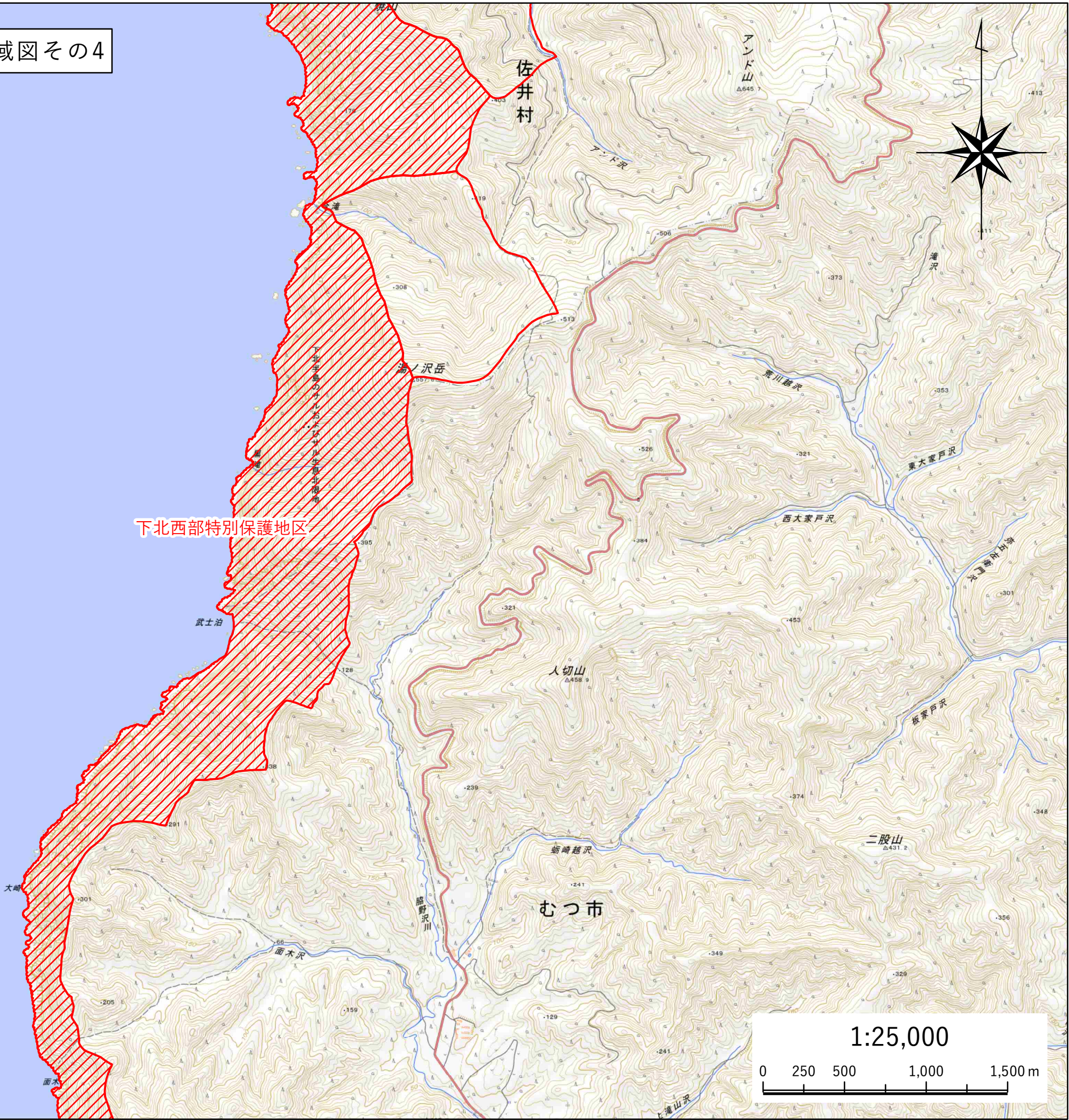
	鳥獣保護区
	特別保護地区

国指定下北西部鳥獣保護区・特別保護地区 区域図その4

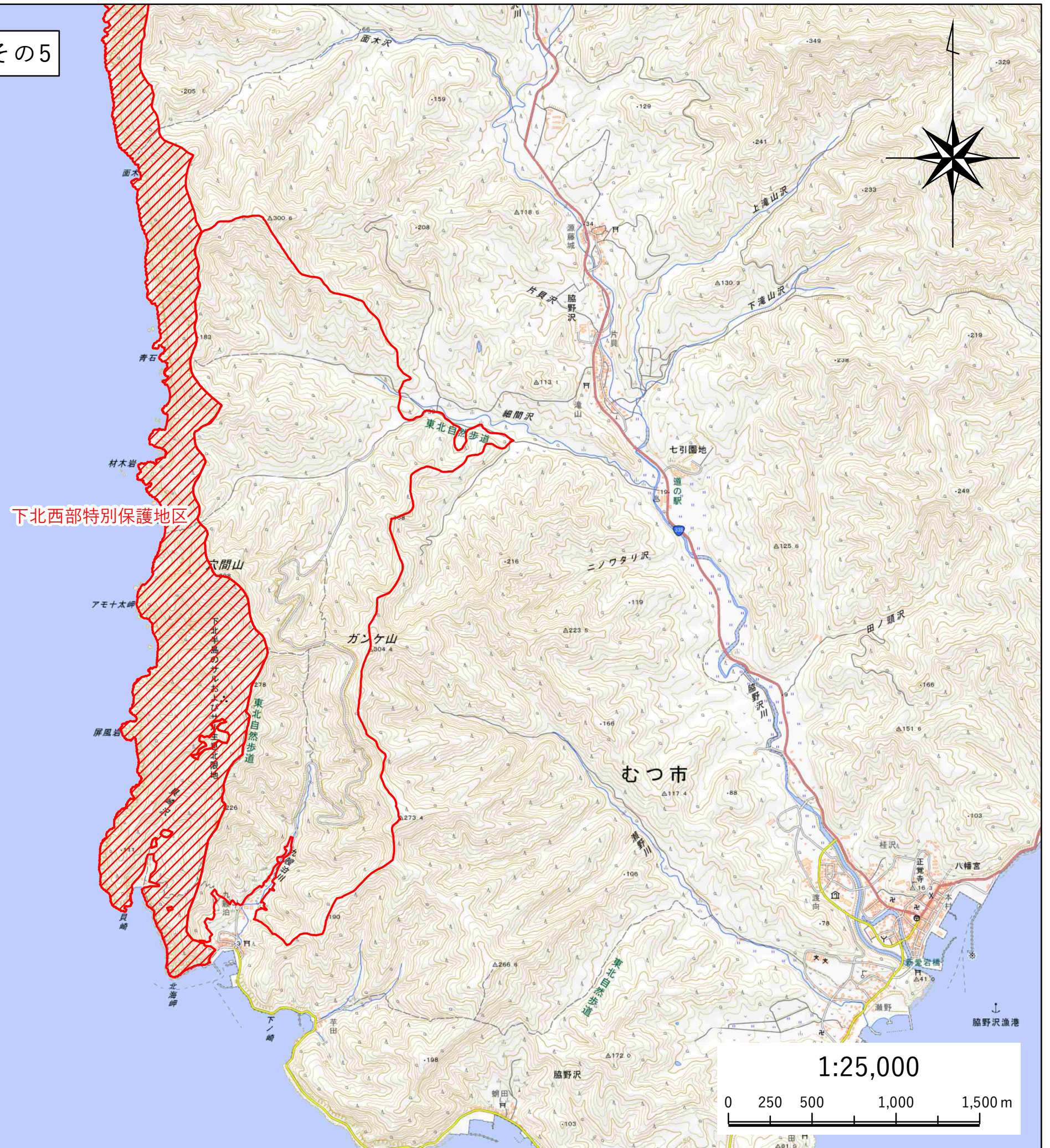
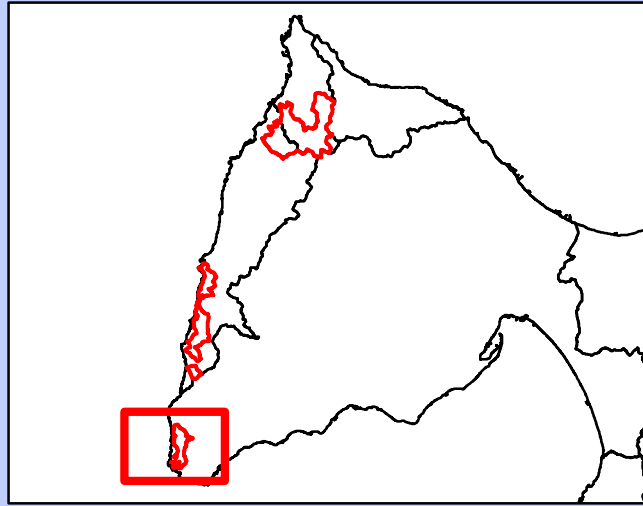


凡例

	鳥獣保護区
	特別保護地区



国指定下北西部鳥獣保護区・特別保護地区 区域図その5



凡例

 鳥獸保護区

 特別保護地区